

製造業の皆さんへ！！

～設備導入に係る支援制度のご案内～ 【柏崎市企業振興条例について】

お問い合わせ先 柏崎市産業振興部企業立地推進室 電話：21 - 2362 (直通)

固定資産税を3年間軽減します！

製造の用に供する設備の取得価格の合計額が2,700万円を超える場合、以下のとおり固定資産税を軽減します。

《要件》一連の工場生産設備であって、工場用の建物および償却資産の取得価格の合計額が2,700万円を超えること。

《軽減内容》上記要件を満たす設備の導入について、工場用の建物 機械及び装置 取得後1年以内に工場用建物の建設に着手された土地に係る固定資産税を以下のとおり軽減します。

注)土地については、工場等の対象部分の垂直投影部分となります。

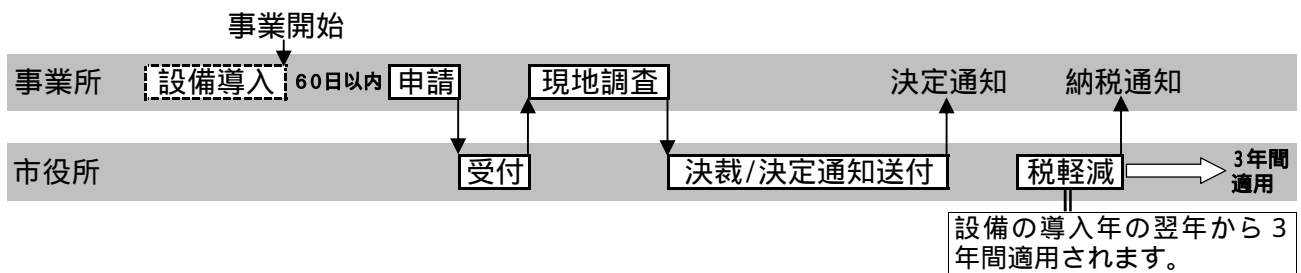
第1年度 100%軽減 第2年度・第3年度 75%軽減
(第1年度は課税なし、第2年度・第3年度は1/4課税となります。)

例えば...

取得価格3,000万円の機械を導入した場合(法定耐用年数10年の場合の参考値)

	第1年度	第2年度	第3年度	合計
本来税額	376,740	299,131	237,510	913,381
減税後の税額	0	74,783	59,300	134,083
差引軽減額	376,740	224,348	178,210	779,298

《手続きの流れ》『事業開始』後、60日以内に申請書をご提出いただくだけで固定資産税を約85%軽減(3年間合計)します。



高柳・西山地域に製造用設備を新增設される場合は、固定資産税を3年間課税免除します。

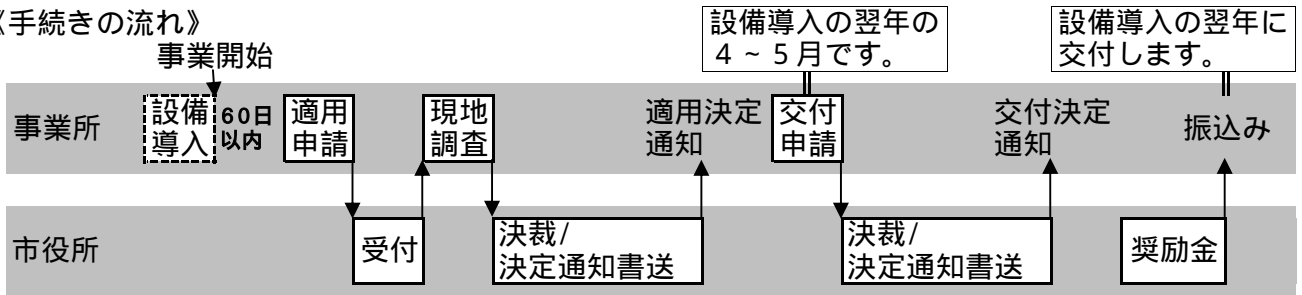
設備投資に奨励金を交付します！

製造の用に供する機械及び装置を取得された場合、以下のとおり奨励金を交付します。

《要件》製造の用に供する機械及び装置の取得価格の合計額が1,000万円を超えること。
なお、固定資産税の軽減等の対象設備は除きます。

《内容》上記要件を満たす機械及び装置の導入について、その価格の2%相当額の奨励金を設備導入の翌年に交付します。この場合の取得設備は、買取りはもちろんのこと、リースによる導入設備も対象となります。

《手続きの流れ》



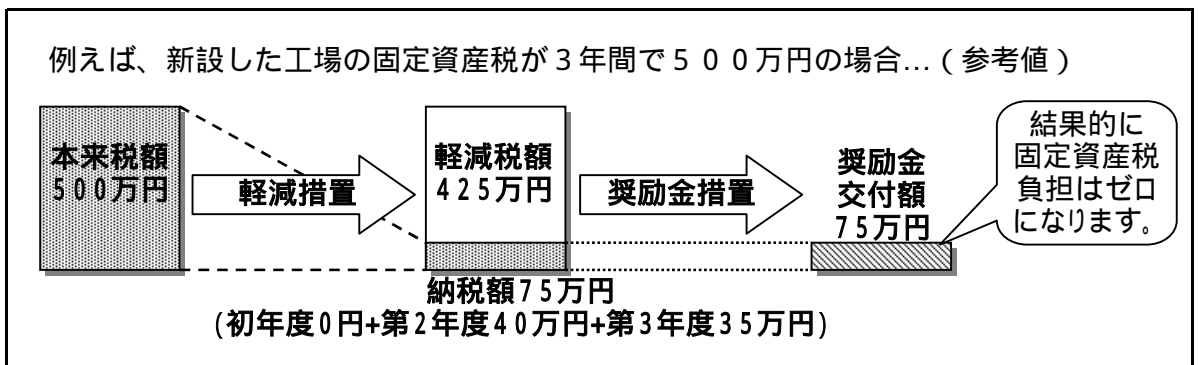
注) 本奨励金制度は、前述の固定資産税の軽減制度との併用はできません。

工業団地への移転を奨励します!

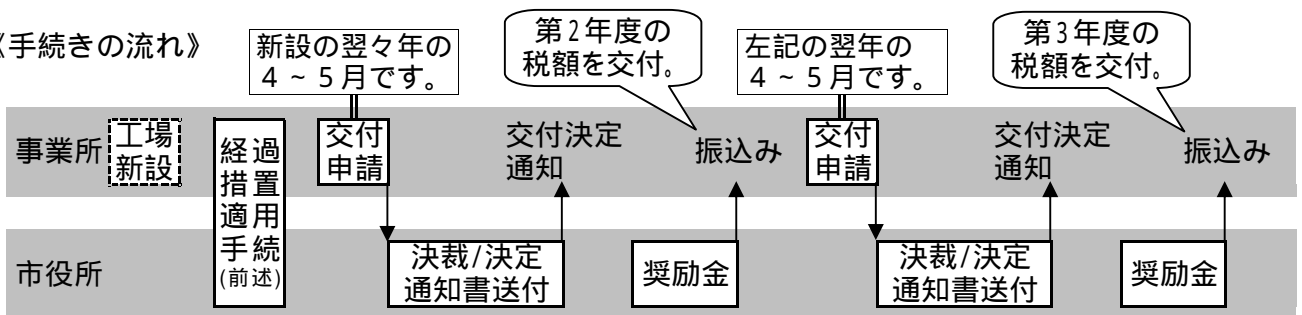
前述の固定資産税の軽減措置の適用対象工場を新設する場合で、かつ、その新設する地域が都市計画で定める工業地域または工業団地内である場合、以下のとおり奨励金を交付します。

《要件》 固定資産税の軽減措置の適用対象工場の要件を満たし、かつ、以下の地域に工場を新設すること。(以下の地域以外の地域から移転する場合も可)
 都市計画で定める用途地域が工業地域である地域。(柏崎機械金属工業団地・柏崎臨海工業団地のほか、北斗町・松波・宝町・扇町・三和町などの一部地域。)
 市内工業団地(柏崎田尻工業団地・藤井工業団地・剣工業団地・柏崎フロンティアパーク)

《内容》 上記要件を満たす工場の新設に伴う設備の導入について、工場用の建物 機械及び装置 取得後1年以内に工場用建物の建設に着手された土地 に係る固定資産税について、前述の軽減措置の適用後の固定資産税相当額の奨励金を交付します。



《手続きの流れ》



その他

市内に新たに土地を取得(賃貸を含む)し、5年以内に工場等を新設するもので、その新設に伴う設備の取得価格の合計額が20億円以上で、かつ、5年間に市内在住者を新規に50人以上雇用することが見込まれる場合は、その5年間に新增設した設備に対し課税する固定資産税相当額を、それぞれ3年間奨励金として交付します。

このパンフレットでは製造業の設備に対する奨励制度を記載しています。道路貨物運送業・こん包業・卸売業・ソフトウェア業・旅館業にあっても、一部要件が異なりますが奨励措置の適用となる場合があります。

詳しいお問い合わせは 柏崎市産業振興部企業立地推進室 電話:21-2362(直通) まで。